

登別市防災協力員無線基地局設置要綱

(目的)

第1条 アマチュア無線の無線通信による災害情報の収集及び伝達並びに通信訓練等のため、防災協力員等が基地局として使用する登別市防災協力員無線基地局（以下「基地局」という。）を設置する。

(電波法上の手続等)

第2条 基地局の電波法上の手続については、社団法人日本アマチュア無線連盟登別オロフレクラブ（以下「オロフレクラブ」という。）の社団局とし、これに関連する事項についてはオロフレクラブと協定する。

(使用範囲)

第3条 基地局の使用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害時等の無線通信連絡網の確保
- (2) 防災訓練（非常通信訓練、総合訓練、その他訓練）
- (3) その他通信技術的研究等

(使用者)

第4条 基地局の使用者は、次のとおりとする。

- (1) 防災協力員
- (2) オロフレクラブの会員

(通信方法)

第5条 基地局の通信方法は、次のとおりとする。

- (1) 非常の場合は、「JARL（社団法人日本アマチュア無線連盟）の非常通信に関する規定」に基づき通信する。
- (2) 非常以外の場合は、通常のアマチュア局の通信をする。

(使用方法)

第6条 第3条第3号で使用するとき、オロフレクラブは事前に市長へ申請（様式1）をし許可（様式2）を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、庁舎の保全管理上必要があると認めるときは、その許可について条件を付することができる。
- 3 基地局を使用したときは、基地局使用簿（様式3）及び無線業務日誌（ログ）に所定の事項を記入する。

(保管等)

第7条 基地局の保管責任者は、防災担当グループ総括主幹とする。使用者は基地局の異常を発見したときすみやかに保管責任者へ通知しなければならない。

附 則（昭和56年訓令第14号）

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第24号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年7月7日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の訓令の規定により作成された様式
の用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用す
ることができる。

様式1 (第6条関係)

登別市防災協力員無線基地局使用申請書

年 月 日

登別市長 様

社団法人日本アマチュア無線
連盟登別オロフレクラブ会長

下記のとおり使用したいので申請します。

使用目的				
使用日時	年 月 日	午後	時 分	から
	年 月 日	午後	時 分	まで
参集人員	人			
使用責任者	住所		氏名	(TEL)
備考				

様式2 (第6条関係)

登別市防災協力員無線基地局使用許可書

年 月 日

社団法人日本アマチュア無線
連盟登別オロフレクラブ会長 様

登別市長 印

下記のとおり使用を許可する。

使用目的				
使用日時	年 月 日	午後	時 分	から
	年 月 日	午後	時 分	まで
参集人員	人			
使用責任者	住所		氏名	(TEL)
許可条件				

